

令和2年度 第12回高田区地域協議会 次 第

(会 議) 日時：令和3年2月8日（月）午後6時30分
会場：福祉交流プラザ 第1会議室

1 開会

2 議題等の確認

3 議題

(1) 令和3年度地域活動支援事業 採択方針等の検討について

4 事務連絡

5 閉会

【次回会議 2月15日（月）午後6時30分～：福祉交流プラザ】

【次々回会議 3月15日（月）午後6時30分～：福祉交流プラザ】

令和3年度地域活動支援事業の審査・採択のルールに関する意見について

※○数字番号は、別紙の令和2年度版の「募集要項」、「審査・採択の基本的なルール」に付した番号に対応しています。

A 募集要項について

■募集期間 ①

【取り下げ】

■採択方針と審査基準（2）継続事業について ②

委員名	項目	変更・改善すべき点と理由	修正案
富田委員	事業継続の目的について	事業の自立性があるか判断できない。	・継続期間を最大5年間とする。 ・その目的を明確化する。
西山委員	継続事業に対する減額制度の上限金額の設定について	毎年の継続事業に対する5%ごとに増やしていく減額制度については、毎年の減額比率は決定しているが、減額の上限金額が決定していないことから、最終的な減額上限金額を設定すべきと考える。	30%～50%以内での減額上限を設定する。
茂原委員	継続事業の補助金減額の明確化	1・2・3・・・年継続事業減額割合と別紙4調査票との記載内容	10年近く継続事業のある中、将来の自主自立、資金計画等との整合性のある内容とする。

■採択方針と審査基準（3）審査基準 ③

委員名	項目	変更・改善すべき点と理由	修正案
富田委員	提案事業の審査	・文書だけでは内容が分からない ・提案者の意気込みが分からない。	1件最大30分（15分の説明、15分の質問）を設定し、各委員に口頭で説明する。30分×20件＝600分（10時間、3日間）
富田委員	提案事業の審査（補足）	提案文書だけで基本審査を適合にするか否かを判断するのはむずかしい。	前述のヒアリングの時に提案者とよく協議し決定する。

■応募方法（団体に提出を求めるもの） ④

委員名	項目	変更・改善すべき点と理由	修正案
富田委員	提案者の明確化について	提案について5人以上で構成するとなっているが、どのような人が参加しているのか分からない。（地域協議会メンバーが入っているか）	提案事業を推進している5人の名前、年齢、仕事の有無を（例えば会社員、自営業、フリー）記載する。
富田委員	提案事業の採点	提案者が提案事業をどのように考えているのか明確にし、審査員との相違点を明確化する。	5つの審査項目について提案者が点数（5段階評価）をつける。
西山委員	審査提出用紙・要項の簡略化について	高田区では活動支援事業の募集様式において、他の地区よりも提出資料が多く負担になるとの意見も多くきかれる。 私達委員が採点しやすい面ではありがたい部分もあるが、まずは多くの方や団体から応募してもらうことの方が大切であると考え。	高田区独自の申請様式の見直しの実施と申請に対する簡素化の検討実施。

■令和○年度の補助金額 ⑤

委員名	項目	変更・改善すべき点と理由	修正案
本城会長	2.採択の基本的なルール (2) 補助金額の検討	(2) ①に追加して ②補助額は130万円を限度額として広く応募団体に適用すること。	②補助金額の限度額を130万円とする。

■フロー図（地域活動支援事業の流れ） ⑥

委員名	項目	変更・改善すべき点と理由	修正案
茂原委員	募集要項等・地域活動支援事業の流れ（フロー図）の中で事務局と市行政の立場の明確化をお願いしたい。 ①・②・③ ⑤～⑧は市行政 ④のみが協議会では（採択権は無いのでは？） 上記の問題がある中、地域協議会員の立場（権限）の明確化が求められる。 審査・採点等について、不採択者から異論・結果説明を求められた場合は説明責任は何か？・・・		

令和3年度地域活動支援事業の審査・採択のルールに関する意見について

※○数字番号は、別紙の令和2年度版の「募集要項」、「審査・採択の基本的なルール」に付した番号に対応しています。

B 審査・採択の基本的なルールについて

1. 審査の基本的なルール

(1) 提案事業の審査・採点者 ⑦

委員名	項目	変更・改善すべき点と理由	修正案
澁市副会長	<p><審査・採択の基本的なルールについて></p> <p>①「審査・採択の基本的なルール」の(1)②の「委員は、全ての提案事業について審査を行う。」の条項を削除することを提案します。その理由は、</p> <p>a) 地域協議会の委員が関係する団体又は委員自ら支援事業を提案する場合があります。この場合に、地域協議会委員が事業の採点を行うと、公的な立場にある委員が、自ら、又は、自らが属する団体に、利益を誘導するという「利益相反」につながる可能性があり、一般的倫理や公序良俗に反するものと考えます。</p> <p>b) しかし、このルールの規定は、個別事業に関係した委員が、良心的理由によって採点を辞退することが出来ないようにしています。また、他の委員が、個別事業に関係した可能性がある委員が採点に加わることを知り、提案事業全体の公正・公平な採点が出来ないと考えたため、良心に従い、採点そのものを辞退することも出来ないようにしています。</p> <p>c) このような規定は憲法19条「思想及び良心の自由」の規定に違反するものです。したがって、このルール自体とこれに基づいて行った採点作業等も無効であると考えます。</p> <p>②上記①で、基本的なルールの「委員は、全ての提案事業について審査を行う。」の条項を削除することを提案しましたので、これに代わる新しい規定は、次の点を考慮したものとする必要があると考えます：</p> <p>a) 地域協議会委員が「利益相反」につながる可能性がある場合には、良心に従って、事業の採点を辞退することができること；</p> <p>b)、 c) 【取り下げ】</p>		
高野委員	提案事業の審査採点者	採点は委員全員で実施する。審査の負担が大きいとの委員がおられるため。	全員の審査であるが、辞退する事が出来るとする。
本城会長	1. 審査の基本的なルール (1)②	②委員は全ての提案事業について審査を行う。ことに同意できない委員はその意志を尊重する。	②・・・。「但し審査を辞退する委員は会長にその旨を届出ることとする」
茂原委員	<p>「審査の自粛・制限」条項等を明記する必要があると考える。 補助金（公金）を扱う立場の者として、公平・中立であるべきだ！ 例、①地域協議会委員が提案団体員を務める場合等（諏訪・津有・新道には自粛規定がある）</p>		

(2) 委員による提案内容の確認 ⑧

委員名	項目	変更・改善すべき点と理由	修正案
本城会長	1. 審査の基本的なルール (2)③	提案者に対して委員が質問する場合は、質問者名を公開せずに行うこと。	③・・・質問の意図等を確認し、「質問者名を伏して」提案者に質問事項を送付する。

追加募集の有無 ⑨

委員名	項目	変更・改善すべき点と理由	修正案
本城会長	2. 採択の基本的なルール (1)⑤を加える	予算残がある場合は2次募集で応募を促し、高田区のまちづくり活動を支援すること。	⑤予算残があるときは、再募集（追加募集）をよびかける。ボーダーラインに達しなかった団体に再検討での応募をよびかける。
高野委員	補助額決定後の残金の取扱いについて	地域活動を後半に向けて希望する団体を応援するため。	残金が50万円以上ある場合、2次募集をする事とする。

令和3年度地域活動支援事業の審査・採択のルールに関する意見について

※○数字番号は、別紙の令和2年度版の「募集要項」、「審査・採択の基本的なルール」に付した番号に対応しています。

事務局の立場 ⑩

委員名	項目	変更・改善すべき点と理由	修正案
茂原委員	<p>昨年の2月協議会を傍聴した折、支援事業の審査・採択の基本ルールについて審議していた記憶がある。それ以来の関心事である。</p> <p>支援事業の基本ルールを</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会（＝委員）が決め ・委員が事業提案者（提案団体等の代表者）となり ・委員が審査・採点し ・委員が提案事業の順位を確定し ・委員が採択の基本ルールを検討して <p>その結果（採択事業と補助金額）を事務局に報告としてあるが？</p> <p>市行政として、支援事業の採択方針を依頼していることであり従って、事務局では無く行政担当部局に報告するのが本来のあるべき流れだ、と考える（立場の明確化）。</p>	

C 審査・採点シート

審査・採点を行う委員名の公表について ⑪

委員名	項目	変更・改善すべき点と理由	修正案
澁市副会長	<p><地域活動支援事業審査・採点シートについて></p> <p>「審査・採点シート」に、採点者の氏名を記入し、公表することを提案します。理由は、委員による透明で、公平・公正で、客観的な審査を確保するためです。</p>		

審査項目の削除について ⑫

委員名	項目	変更・改善すべき点と理由	修正案
茂原委員	採点シートの2. 継続事業審査は削除・・・支援事業提案概要一覧と重複（事務局判断）		
茂原委員	採点シートの4. 採点内容（1）優先採択事業は削除・・・支援事業提案概要一覧と重複（事務局判断）		

詳細な審査基準の例示について ⑬

【取り下げ】

令和3年度地域活動支援事業の審査・採択のルールに関する意見について

その他

(1) 提案時の必要経費の記載について

委員名	項目	変更・改善すべき点と理由	修正案
西山委員	申請内容(特に予算)についての説明をきちんとしてもらおう。	事前に事業を実施する場合にはある程度の備品等の使用料等も検討した上での申請となると考える。 過去には、事務費等で一括で〇万円などの申請があったが、何が必要かはわかるはずなのでアバウトな申請を見直す必要がある。	きちんと市税を使用しての活動支援補助金である点を理解した申請となってもらい、アバウトな予算請求ではなく、きちんとした計画的な予算請求をしてもらう。

(2) 募集・周知の強化について

委員名	項目	変更・改善すべき点と理由	修正案
本城会長	募集方法について(改善点)	・高田区だよりが回覧方法となっているため、提案団体へのよびかけをするため。 ・各町内会長や市民団体などに対して応募よびかけを強化するため。	高田区町内会長会やこれまでに応募した団体などに啓発し、多くの地域活動団体にも周知すること。

(3) 提案団体(地域)の偏りについて

委員名	項目	変更・改善すべき点と理由	修正案
茂原委員			予て思っていたこと、H28年地域協議会だより第26号から今日まで拝読してきた(特に支援事業実績報告を注視してきた)。毎年、応募・採択事業が限定され、特定の地域に偏っている様に思えた。

(4) 事業の進捗状況の把握について

委員名	項目	変更・改善すべき点と理由	修正案
富田委員	事業の進捗状況の把握	提案事業の100%完遂を目指す。(補助金を有効に使う)	4か月に1回のペースで地域協議会メンバーがヒアリングし、前向きな意見を述べる。

[上越市地域活動支援事業 令和2年度実施分 募集要項]

～ 身近な地域から はじまる はじめる よりよいまちづくり ～

私たちの地域をもっとよくする 「まちづくり活動」の提案を募集します!

- ★ 身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動について支援を行います。
- ★ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。
- ★ 令和2年度に実施する事業の提案を、以下のとおり募集します。

■募集期間

① 令和2年4月1日（水）から

4月20日（月）まで【必着】

土日や閉庁後など業務時間外に受付を希望される方は、予めご相談ください。

■実施方法

～事業の内容～

- ・ 団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～事業を提案できる方～

- ・ 5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等及び営利法人を除く。）

■支援内容

事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

《ここがポイント！1》

(1) 事業に要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。

- ① 提案や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
- ② 提案団体等の運営（人件費、事務所の家賃等）に要する経費
- ③ 提案団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
- ④ 会議の時のお茶代・菓子代
- ⑤ 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費
（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため、対象外とします。）
- ⑥ その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費

(2) 令和3年3月31日までに事業を完了（経費の支払いを含む。）するとともに、南部まちづくりセンターに実績報告書を提出してください。

(参考) 高田区の範囲

町内会名

南本町1～3丁目、東城町1～3丁目、南城町1～4丁目、大手町、本城町、南新町、南高田町、本町1～7丁目、北本町1～4丁目、仲町1～6丁目、寺町1～3丁目、大町1～5丁目、西城町1～4丁目、北城町1～4丁目、東本町1～5丁目、幸町、栄町、新町、高土町1～2丁目

※地域活動支援事業は、補助金の使い道を市民の皆さんに考えていただき、活動することを通して、市民の皆さんが自治や地域づくりを考えていただく機会でもあります。

※各地域自治体の地域協議会では、この趣旨を踏まえて、地域の課題や地域の目指すべき姿を議論して中で、それぞれの想いを採択の方針や事業の審査に反映することとしています。

■採択方針と審査基準

(1) 採択方針

各区が抱える地域課題等に応じて、優先的に取り組むべき事業を明らかにするものです。
ここに示す事業に該当する事業は、一定の範囲で優先して補助採択を受けることができます。

【高田区の採択方針】

住民自ら主体的に取り組む地域課題の解決に必要な事業のうち次の1～6に掲げる事業を優先的に採択します。

～地域活動資金を活用して目指すまちの姿～

江戸時代に造られた町並みを今に残す城下町高田は、地域の歴史、文化の中心として長く栄えてきたまちです。地域活動資金を活用して、このまちが持つ魅力を引き出し、人と人がふれあい、活気に溢れ、住民が誇りを持って暮らせる地域づくりを目指します。

1 高田市街地がにぎわい、活性化する事業

(例) 空き店舗の活用を推進する事業、人の流れを生み出す事業、活性化のための調査研究に関する事業、学生や子どもたちが主体となって実施する事業

2 地域の魅力を高め、観光を振興する事業

(例) 高田公園の魅力を高める事業、まちなか回遊型観光を推進する事業、観光客の満足度を高めるための事業、高田の地域ブランド形成のための商品開発・地域資源の利活用等に関する事業

3 人にやさしいまちづくりを進める事業

(例) 高田市街地の居住空間としての機能を高める事業、地域で子育てを応援する事業、高齢者の健康増進を図る事業、高齢者、障害をもつ人等の生活しやすい環境をつくる事業

4 歴史・文化の保存・活用に役立つ事業

(例) 城下町高田地区周辺の町並み・景観の整備に関する事業、伝統的な歴史・文化遺産の伝承と発信に関する事業、雁木・町屋の保存と利活用に関する事業

5 住民の交流を活発にする事業

(例) 団体間の連携・協力の強化を図る事業、人と人との交流の促進を図る事業、若者が主体的に取り組む事業、地域行事の活性化を図る事業

6 上記以外の高田区の重要課題の解決に必要な事業

(例) 新幹線開通後の公共システムに関する調査・研究事業、文化・スポーツの振興に関する事業、住民の安全・安心な生活に必要な事業、自然環境の改善に関する事業

※上記1～6に該当しない事業については、優先して採択する事業に当たらないため、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮し採択します。

《ここがポイント！2》

(1) 次のような事業は対象とはなりません。

- ① 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ② 政治活動・宗教活動を目的とする事業
- ③ 公序良俗に反する事業
- ④ 国、県、市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ⑤ 市に大規模な施設の設置や開発を求めめるために行う事業（事業計画の策定や推進のための会議等）
- ⑥ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

※高田区では、上記のほか、防犯灯のLED整備及び道路等社会資本の修繕を含む事業は補助対象となりません。

(2) 継続事業について

②

地域協議会が令和2年度の事業内容を令和元年度の採択事業と比較して、同一事業として判断し、採択された場合は継続事業となり、補助金希望額から5%が減額されます。また、平成30年度から3年連続して行う継続事業と判断された場合は、補助金希望額から10%が減額されます。

《ここがポイント！3》

- (1) 地域協議会では提案団体の自立化と新規提案団体の参入を促すため、平成30年度の事業を基準とし、3か年同一の場合は補助金希望額から10%、令和元年度と2か年同一の場合は5%、継続事業として減額します。減額された場合、自己資金を充てるなどして事業を実施してください。
- (2) 提案事業が令和元年度に採択された事業内容と全て異なるものは新規事業として、一部同一の事業内容が含まれているものは継続事業として、判断される場合があります。
- (3) 事業提案書提出の際は、補助金希望額を減額する必要はありません。
- (4) 「提案事業に関する調査票」を記入し、事業提案書に添えて提出してください。

(3) 審査基準

地域協議会では、提案事業を次の（ア）、（イ）、（ウ）で審査するとともに、採択方針との適合状況を確認した上で総合的に判断し、補助事業としての採否を決定します。

- （ア）継続事業審査：提案事業が「前年度の採択事業と比較し、継続事業に該当するか」を確認します。継続事業審査の結果、「該当する」とする委員が過半数となった場合は、継続事業となります。
- （イ）基本審査：提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認します。基本審査の結果、「不適合」とする委員が過半数となった場合は、不採択となります。
- （ウ）審査項目に基づく審査：下表の審査の視点に基づき、委員が審査項目ごとに提案事業の採点をを行い、基本審査で適合とした委員の採点結果を集計し、事業ごとの得点を算出します。

審査項目	配点	審査の視点
①公益性	5点	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。 全市的な方向性と合致しているか。 提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。
②必要性	5点	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情や住民要望に対応したものか。 地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。 緊急性の高い提案事業であるか。 ほかの方法で代替できないものであるか。 補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。
③実現性	5点	<ul style="list-style-type: none"> 目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 資金調達規模や時期に無理はないか。
④参加性	5点	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤発展性	5点	<ul style="list-style-type: none"> 新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。 提案団体に、信頼性や将来性はあるか。

《ここがポイント！4》

- (1) 高田区は、**提案書類による審査を基本**とします。③
- (2) 審査項目に基づく採点結果にかかわらず、採択方針により優先的に採択される事業（2ページの「採択方針」をご参照ください）に該当しない事業は、採択事業を決定する際の順位が低くなります。
- (3) 提案書類の疑問点等について、必要に応じて提案者に問い合わせいたしますので、ご協力をお願いします。
- (4) 問い合わせへの回答方法は、内容に応じて提案者に連絡させていただきます。

■応募方法

④ 所定の**事業提案書**に必要事項を記入し、**説明資料**（団体の規約、見積書、図面、提案事業に関する調査票など）と合わせ、南部まちづくりセンターに持参してください。

事業提案書の「(8) 事業の収支計画等」に、**全ての事業収入（市補助金、自己資金のほか参加料収入、出店料収入、入場料収入等）と、それに対応した全ての事業支出（補助対象外経費を含みます）**を記載してください。

補助対象外経費がある場合は、「イ 支出の部」の上段に補助対象経費を、下段に補助対象外経費を記載するなど、それぞれの合計額が分かるように記載してください。市補助金の額は補助対象経費の合計額を超えることはできません。見積書等は補助対象経費分のみ添付してください。

なお、事業完了後に提出いただく**実績報告書**には、**補助対象経費の領収書**を添付するとともに、**会計責任者による適正な会計処理をした旨の署名、捺印**をお願いします。

《ここがポイント！5》

- (1) 提案する場合は、「**地域活動支援事業に関するQ&A**」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください。
- (2) 補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、**事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合があります**ので、あらかじめご了承ください。
- (3) 市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、**南部まちづくりセンターへ事前にご相談ください。**
- (4) 自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、**土地所有者等と事前の相談を行ってください。**（採択後は、所有者の承諾書等を提出していただく必要があります。）
- (5) 提案に必要な様式及びQ&Aは、南部まちづくりセンターの窓口で配布します。また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることができます。

■令和2年度の補助金額

事業ごとの補助金額は、地域自治区に配分された予算の範囲内で地域自治区ごとに定めます。
 なお、高田区における補助金額の上限は、高田区の予算の範囲内です。(下限はありません)

⑤ ≪高田区の予算 1,240万円≫

※より多くの団体が採択されるよう、事業提案にあたってはより一層の経費節減をお願いします。

≪ここがポイント！6≫

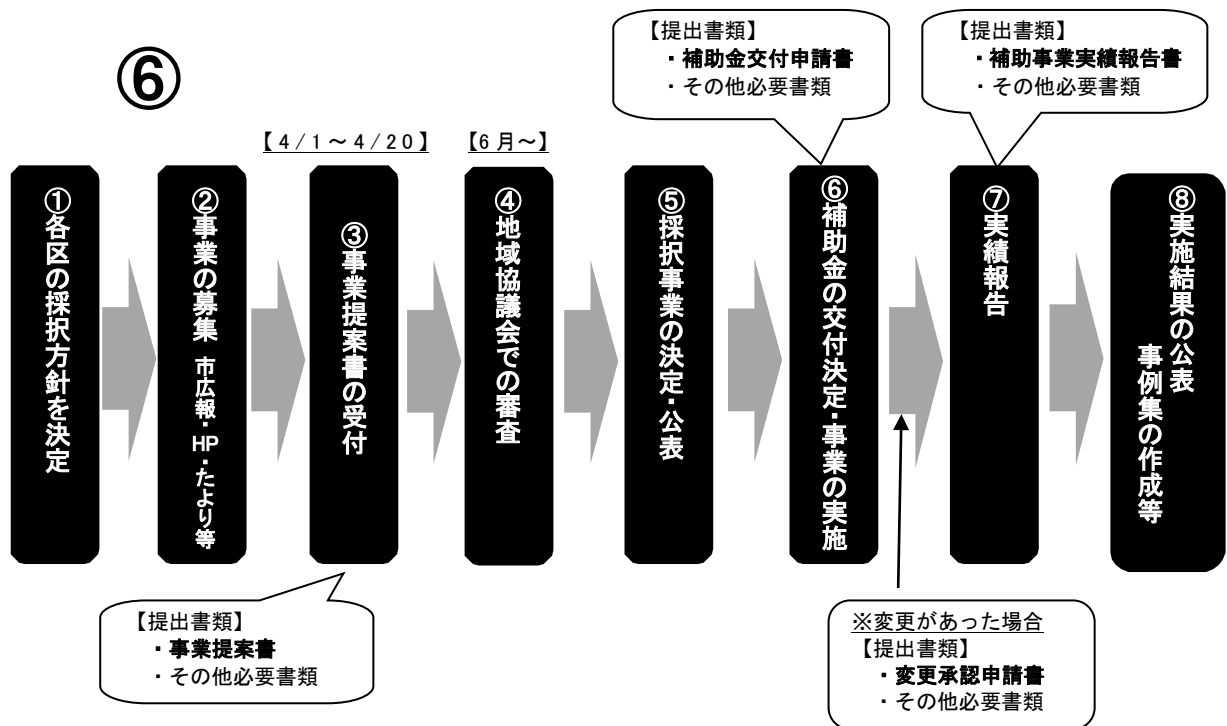
(1)補助金の額は1,000円単位(1,000円未満の端数は切り捨て)とします。また、審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助金希望額どおりにならない場合があります。

■事業の紹介・公表

提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。

また、実施結果については、事例集の作成等で公表を予定していますので、提案される場合は、あらかじめご了承ください。

■フロー図（地域活動支援事業の流れ）



ご提案をお考えの方は、
南部まちづくりセンターにご相談ください！！

高田区の担当事務所	
南部まちづくりセンター	
〒943-0892 寺町2丁目20-1(福祉交流プラザ内)	
TEL 025-522-8831	
—事業全体の問合せ先—	
上越市 自治・市民環境部 自治・地域振興課	
TEL 025-526-5111 (内線 1429)	



令和2年度 高田区地域活動支援事業の審査・採択の基本的なルールについて

1. 審査の基本的なルール

(1) 提案事業の審査・採点者

- ①審査・採点者は、会長・副会長を含む全地域協議会委員とする。
- ②委員は、全ての提案事業について審査を行う。 ⑦

(2) 委員による提案内容の確認

- ①事務局は事業募集終了後、「提案概要一覧」を作成し、「事業提案書」、「審査・採点シート」、「提案事業に関する調査票」とともに全委員に送付する。
- ②委員は内容を確認し、疑問点等があれば期限内に委員名を記載した「質問票」等により事務局に提出する。 ⑧
- ③事務局は必要に応じて質問の意図等を確認し、提案者に質問事項を送付する。
- ④事務局は、提案者から回答を受けて、「提案事業に関する質問・回答」を作成し、委員に送付する。
- ⑤委員は、「提案事業に関する質問・回答」を確認した上で、改めて質問する必要がある事項があれば、期限内に事務局に「質問票」等を提出し、事務局は、必要に応じて、提案者に再度質問事項を送付する。
- ⑥事務局は、提案者から回答を受けて、再質問をした委員に確認をとりながら「提案事業に関する質問・回答（修正版）」を作成する。

(3) 委員による審査・採点

- ①事務局は「提案事業に関する質問・回答（修正版）」を委員に送付する。
- ②委員は送付された資料（「提案概要一覧」、「事業提案書」、「提案事業に関する調査票」、「提案事業に関する質問・回答」）を踏まえて、「審査・採点シート」を用いて、継続事業審査（「該当する・該当しない」の別を記入する形式）、基本審査（「適合する・適合しない」の別を記入する形式）と採点を行う（基本審査で「適合しない」とした事業を除く）。
- ③「提案概要一覧」、「事業提案書」等の情報の取り扱いは、事業が採択されるまで十分注意する。
- ④委員は、定められた期限内に提案事業を審査し、「審査・採点シート」を事務局に提出する。
- ⑤委員による審査・採点結果は、事務局への「審査・採点シート」の提出をもって確定し、提出後に疑義等が生じても修正できない。

【審査・採点方法】

- ・審査は、「審査・採点シート」に基づき、書類により行う。
- ・継続事業の審査欄は、「□該当する」か「□該当しない」のいずれかに を記入する。
- ・提案事業の事業内容に前年度と同一の内容がある場合は継続事業とする。
- ・基本審査欄は、「□適合する」か「□適合しない（採点不要）」のいずれかに を記入する。
- ・基本審査で「適合しない」とした委員は、当該事業の審査項目の採点を行わない。また、その理由を必ず記載する。
- ・審査項目内の審査の視点ごとに、視点との適合度合いを五段階で評価する。
- ・上記の適合度合いの評価を踏まえて、審査項目ごとに採点（1点から5点の範囲）を行う。

(4) 継続事業の補助希望額の算出

- ①継続事業の審査結果により、委員の過半数が継続事業に「該当する」と判断した事業を、「継続事業」とする。
- ②「継続事業」と判断された事業は、補助金希望額から以下の金額を減額する。なお、減額後の金額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。

$$\text{減額する額} = \text{補助金希望額} \times (\text{継続事業として判断された回数} \times 5\%)$$

(5) 提案事業の得点の算出

- ①事務局は、基本審査の結果を集計し、委員の過半数が「適合しない」と判断した事業は、当該事業の採点結果を集計しない。
- ②提案事業の得点は、基本審査で「適合する」とした委員の共通審査の採点結果の合計点で算出する。

(6) 提案事業の順位の確定

- ①優先採択事業とそれ以外の事業に区分し、それぞれ上記(5)の②で算出した得点の高い事業から順に並べる。
- ②提案事業の順位は、得点に関わらず、優先採択事業をそれ以外の事業よりも上位とする。
- ③この結果をもって、提案事業の順位を確定し、以後順位の変更は行わない。
- ④事務局は、提案事業の順位確定後、全委員に「提案事業順位表」を配付する。

【参考】提案事業の順位の確定イメージ

順位	提案事業（分野）	基本審査	優先採択	得点
1	事業A（福祉）	○	○	400
2	事業B（イベント）	○	○	350
3	事業D（観光振興）	○	○	300
4	事業F（文化）	○	○	250
5	事業E（イベント）	○	×	300
	事業C（施設整備）	×	—	—

2. 採択の基本的なルール

(1) 採択事業の検討

- ①提案事業の順位が確定した後、地域協議会を開催し、「高田区への配分予算額」である“予算ボーダーライン”と、“点数ボーダーライン”を設ける。
※“点数ボーダーライン”：審査項目の満点の半数（全委員×25点÷2）
- ②採択事業は、“予算ボーダーライン”と“点数ボーダーライン”により、次のパターンAならびにBにより検討する。

順位	パターンA	パターンB	凡例
1	○	○	予算ボーダーライン … <u>太単線</u> 点数ボーダーライン … <u>太二重線</u>
2	○	○	
3	○	○	
4	○	△	○ … 採択事業 × … 不採択事業 △ … 委員間の協議により採否を決定すべき事業
5	×	△	
6	×	×	
7	×	×	

- ③点数ボーダーラインと予算ボーダーラインに挟まれた順位にある事業は、委員間で協議し、検討する。
- ④提案事業は、審査・採点により確定した順位に基づき採択する。 ⑨

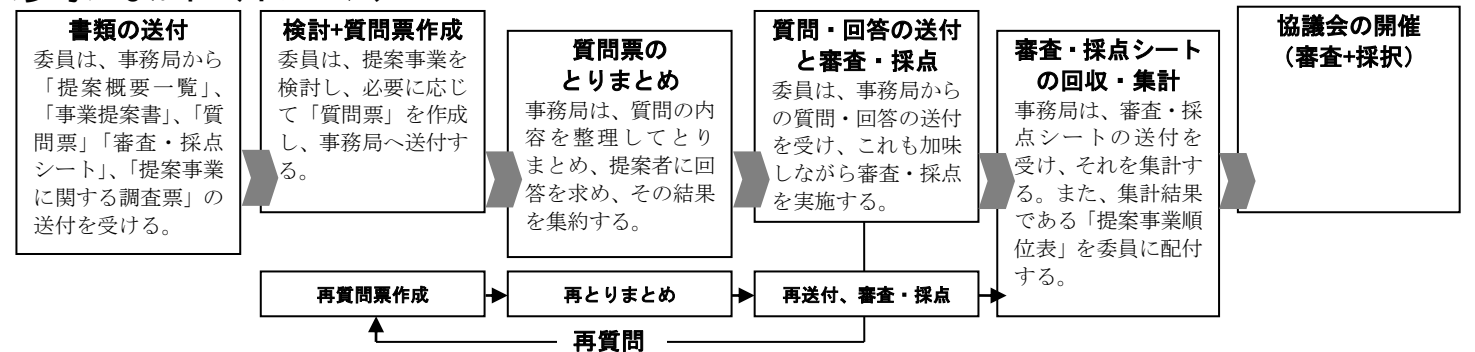
(2) 補助金額の検討

- ①補助金希望額（継続事業については、減額後の額）に対する補助率は10/10とする（ただし、募集要項では減額して補助する場合があることを記載する）。

(3) 採択事業と補助金額の決定

- ①地域協議会は、採択事業と補助金額の検討結果を、事務局に報告する。 ⑩
- ②事務局は、速やかに採択事業と補助金額の内容を市長に報告し、市長が決定する。
- ③事務局は、採択事業と補助金額の決定後、速やかに結果を公表する。

<参考>ながれ（イメージ）



【高田区】地域活動支援事業 審査・採点シート

【注意】記名しないこと

1 審査対象

11

整理 No.	
事業名	
提案者	

2 継続事業審査

・前年度の採択事業と比較し、継続事業に該当するか	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない	12
--------------------------	---	----

3 基本審査 ※ 右の「適合性」欄のいずれか一つに☑を入れてください。

・地域活動支援事業の目的と合致しているか (地域の課題解決・活力向上に資するものか)	適合性 <input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない (採点不要)
---	---

【適合しない理由】 ※基本審査で「適合しない」とした委員は必ず記入してください。

※該当するものに☑する。(複数可)	※左記の「適合しない」と考える具体的な理由 (簡潔に記載)
<input type="checkbox"/> 地域の課題解決につながらない <input type="checkbox"/> 地域の活力向上につながらない <input type="checkbox"/> 自発的・主体的な地域活動ではない	

4 採点内容

12

(1) 優先採択事業 ※事務局が判断し、記載しています。

・優先採択事業に該当しているか	該当○/非該当×
-----------------	----------

(2) 共通審査基準 ※採点は、1点から5点の5点満点です。(0点はナシ)

13

※基本審査で「適合しない」と判断した委員は、採点を行わないでください。

審査項目	審査基準	メモ欄※ 良い 普通 悪い	配点	採点欄
①公益性	・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか ・補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。 ・全市的な方向性と合致しているか ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか	_____ _____ _____ _____	5	
②必要性	・地域の実情や住民要望に対応したものか ・地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか ・緊急性の高い提案事業であるか ・ほかの方法で代替できないものであるか ・補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか	_____ _____ _____ _____ _____	5	
③実現性	・目標 (達成すべきこと) や事業内容が明確なものか ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか ・資金調達の規模や時期に無理はないか	_____ _____ _____	5	
④参加性	・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか	_____ _____	5	
⑤発展性	・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか ・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか ・提案団体に、信頼性や将来性はあるか	_____ _____ _____	5	
合計			25	

※メモ欄は採点の目安としてご自由にお使いください。

令和2年度提案事業に関する調査票

1. 提案する事業名及び提案者

事業名	
提案者	(団体名) (代表者)

2. 提案する事業について、次の該当するものに○をつけてください。

A：令和元年度に「継続事業」として採択された事業内容と同一である。(3か年継続事業)

B：令和元年度に「新規事業」として採択された事業内容と同一である。(2か年継続事業)

C：令和元年度に採択された事業内容と全て異なる「新規事業」である。

(※相違点について記入してください。)

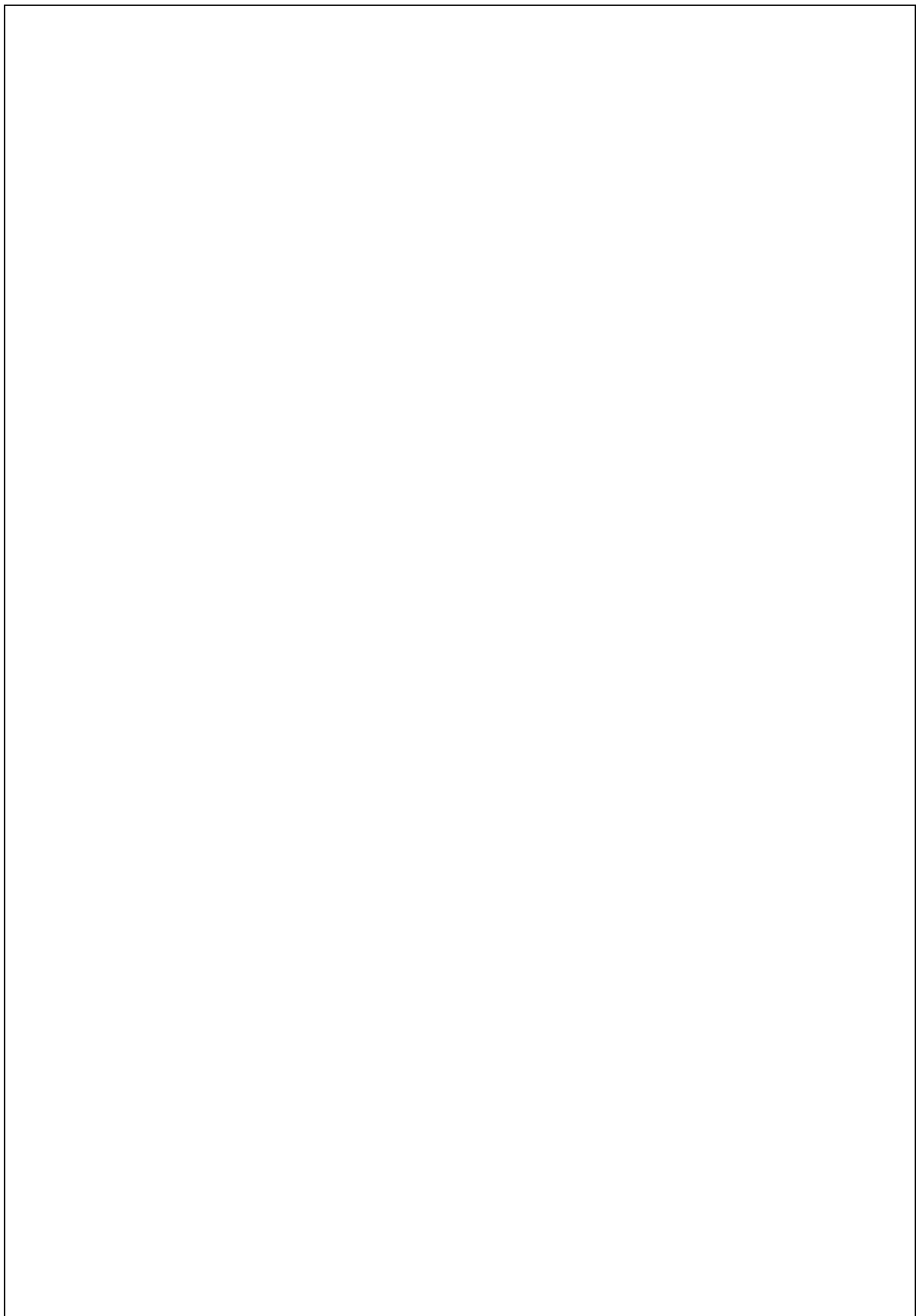
D：今回、初めて提案 (令和元年度に不採択となった事業含む) する「新規事業」である。

※「C」を選んだ場合、令和元年度の事業内容との相違点について記入してください。

3. 提案する事業の将来見通しについて、事業の将来の目標、資金計画（自立計画）、組織計画を記入してください。

--

※スペースが足りない場合は、裏面に記載してください。



南部まちづくりセンターあて
FAX 025-522-8832

提案書にかかる質問票

質問者名(委員氏名): _____

【ご留意いただきたいこと】

- 提案者へは、質問者名を付して送付しますので予めご理解ください。
- 質問の意図を十分に整理し、その趣旨が提案者に明確に伝わるよう簡潔に記載ください。
- 事業名ごとに別葉に分けて記載してください。

整理 No.	
事業名	事業
質問等の内容	例 『「2事業の概要」の「(4)事業の内容及び実施方法」の「○○○」について、具体的な内容を教えて欲しい。』 (提案書の“記載の箇所”を示してから“質問を記載”する)
	1
	2
	3

※この様式のデータをご希望される方は、南部まちづくりセンターまでメールでご連絡ください。

南部まちづくりセンターアドレス：nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp